

# 報部

府督總濟台  
輯編部報情

號旬中月五  
[號七十九第]

昭和十五年五月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年五月十一日發行  
(毎月一日、十一日、二十一日 三回發行) (第九十七號)

☆銃後國民の立場と經濟警察  
警務局經濟警察課

☆物價調整課の新設に就て  
殖産局物價調整課

☆海運統制令に就て  
遞信部海事課

☆泰國の親日的措置

★最近公布の法令 ★華僑情報



# 視台湾航空少年団



## 空の制覇(総動員)

### 旬 間 日 誌

四月三十日(火) 前號追加  
 マグクセンコーブルヒ・ゴータ獨  
 大公 ヒットラー總統よりの慶祝  
 親書を捧呈、優渥なる勅語を賜は  
 る

五月一日(水) 興亞奉公日  
 ○健康増進運動實施(十日間)▽横  
 須賀鎮守府司令官に及川古志郎大  
 將、支那方面艦隊司令長官に嶋田  
 繁太郎中將を親補 △改組精動初  
 總會上で米内會長運動方針を明示  
 ▽右田外相・セイヤー比島高等辯  
 務官と會談 日米關係を再検討す  
 ▽國民優生法公布  
 五月二日(木)  
 ▽全國地方長官會議開催 ▽比島  
 新移民法案成立に對し 帝國は嚴  
 重抗議の旨情報部長談話發表 ▽  
 中央價格形成委員會で銀鐵及特殊

綱に原價計算方式を制定 ▽獨  
 リ通商協定成立  
 五月三日(金)  
 ▽今秋の産米値上げせず、或は強  
 制買上げ斷行と全國地方長官との  
 懇談會上で農相言明 ▽第三十五  
 回全國産業組合大會開催 ▽來る  
 十五日より黃浦江上流開放、支那  
 方面艦隊報道發表  
 五月四日(土)  
 ▽皇軍瀕陽占領  
 五月五日(日) 子供の日  
 ○臺灣航空少年團結團式舉行 ○  
 小林總督 中南部視察の途につく  
 五月六日(月)  
 ▽天皇陛下には天機漏はしく萬機  
 を備はせ給ふ旨 松平宮相謹話  
 ○全島警察會議開催(二日間)  
 五月七日(火)

○臺灣總領事組合創立 ▽内務大  
 臣 聖職目的完遂の障害なりとし  
 阿部磯雄氏らの新黨準備會に結社  
 禁止命令を發す ▽外務省 支那  
 渡航者制限を來る二十日より實施  
 ▽和蘭陸軍當局、全兵員の休暇取  
 消布告  
 五月八日(水)  
 ○四月中に於ける海軍武官府抜擢  
 兵金一萬四千餘圓 ▽皇軍瀧水以  
 東敵第五戰區約二十箇師を覆滅と  
 中支軍發表  
 五月九日(木)  
 ○四月の對外貿易、出超四百十四  
 萬圓、第三國關係は依然不振  
 五月十日(水)  
 ○官民一致の努力で米の増産は確  
 實と歸北の小林總督談話



## 銃後國民の立場と經濟警察

警務局經濟警察課

### 事變の前途

帝國が暴支膺懲の師を進めてより既に二年十箇月、此の間吾が忠勇なる陸海空の將兵は凛烈の寒害を冒し、凡有困苦缺乏に堪へ、身命を賭して聖戰の遂行に當り、克く支那四百餘州を席卷し、今や蔣政権の死命を制せんとしてゐるのである。一方中國有識の士は、汪精衛氏を中心として親日防共を標榜する新中央政権

を樹立し、帝國亦極力之を支援して其の發展を助けてゐるのである。

然しながら此の情勢を以て直に事變の終結と解する譯には參らぬのであつて、新に成立した中國新政權の生成發展を支援し、支那全土の治安を恢復し、思想、政治、經濟、文化の各方面に互り日支の共存、共榮、互助連環の關係を確立し、日滿支一體の所謂東亞新秩序を建設せんとする聖戰の前途は、尙甚だ遼遠である

のみならず、諸外國との微妙なる國際關係を稽へるとき今や帝國は有史以來の重大なる難關に逢着して居ると申しても過言でないと思ふ。

### 聖戰目的達成の二つの途

而して此の重大時局に處するの途は二つに歸すると思ふ。其の一は對外的武力戰に於て絶對勝を制する事であり、其の二は國內に於ける思想戰、經濟戰に於て勝を制する事である。前者は皇軍の任務であり、後者は銃後の國民に課せられたる任務である。

### 經濟戰に於ける國民の責務と榮譽

吾々銃後の國民は今や前古未嘗有の時局下に於て、聖戰達成の爲遂行すべき二つの使命の中、其の一を負擔し聖戰の勝敗の半の責任を負擔する國家總力戰に於ける、經濟戰場の將兵であるのである。

若し此の經濟戰場の將兵たる島民各位が、其の責任の重大なるを認識せず、其の力量の發揮が充分でな

つたなら、國家總力戰の一半に於て敗れ、皇軍將兵の戰場に於ける赫赫たる武功も其の功を奏する事が出来ないのである。此の事は島民各位の充分なる自覺を熟望するものである。

扱て然らば此の重大なる責任を遂行する爲には、經濟戰場の將兵たる島民は如何なる作戰命令により、如何なる方向に前進すべきか、日々行動を如何に律すべきかと謂ふことになるのであるが、政府は此の國民の依るべき作戰命令を島民各位の前に次々と示してゐるのである。國家總動員法、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律を始め、此等に基く各種の經濟統制法令が即ち夫れである。

此等の法規の命する處に従ひ、島民各位が其の職業を通じ、日々生活を通じて聖戰目的達成の目標に歸一することによつて、經濟戰場の將兵たるの責任を果し得るのであり、同時に此の責任を果すことは我々の國民的義務であり、榮譽であり、將に努むべき處である。

此の意味に於て統制法令に違反するが如き者は、非國民と謂はれても敢て抗辯の餘地なき處と信ずる。

#### 經濟警察の創設と其の任務

經濟統制法令は以上の如き性質を有するものであつて、經濟戦場の將兵たる立場からも、國民的信念の立場からも、之に違反するが如きことは一人と雖も之を許すべからざるものである。それは恰も陸海軍人が戦場に於て指揮官の命令に對しては、絶對違反を許されざる、其の軌を一にするものである。

然しながら此の統後經濟戦場に於ける作戦命令であり、戰闘命令である經濟統制法令は、其の範圍、内容に於て甚だ廣汎であり、複雑多岐であり、直接間接に日常國民生活に重大なる影響あるのみならず、従来自由主義經濟に慣れて來た國民には重大なる經濟革新であるので、之が實施を確保する爲には、充分なる指導と嚴重なる取締を要するので、此の指導と取締の目的を以て創設されたのが、即ち經濟警察の制度である。

#### 經濟警察の機構と其の變遷

本島に於ける經濟警察は、昭和十三年十一月警視一名、警部四名、警部補十二名、巡查二百二十五名を以て本格的活動に入つたのであつて、爾來一年有餘、全く不眠不休血みどろの活動を續け、相當の成績を挙げたのであるが、聖戰目的達成の爲必要な經濟統制は、益々強化されて物資、物價關係に於て其の對象が著しく増加したのみならず、運送貨、保管料、保険料、貸貨料、加工賃、地代、家賃、小作料、賃金、給料、其の他の統制法令が施行されるに伴ひ、今更に人員の増加と其の機構の擴充強化を圖つたのである。

即ち從來は總督府警務課に經濟保安係を設け、各州に於ては警務部保安課及警察署に經濟保安係を設けて、關係業者の指導取締に當り、情報の蒐集は高等警察方面で掌り、違反者の檢舉は刑事警察方面で擔當して來たのであるが、今回は總督府及各州共經濟警察課として獨立し、廳警務課及各警察署に主なる郡に經濟警察係を設け、從來高等警察、刑事警察で掌つて居た經濟警察に關する事務一切を、一元的に取扱ふ事とし、地方廳の人員も從來のもの併せて警視二名、警部十三名、警部補二十三名、巡查三百三十五名が専従すること

なつた次第である。

#### 經濟警察の運用と其の實績

經濟警察は前述の通、經濟戦場の將兵たる立場に在る國民に對して、統後に於ける國民的義務の履行を要請し、統制法令の遵守を求むるものである。之が爲には先づ統制法令の趣旨内容を國民に充分理解せしめ、法令を知らずして犯す者なきを期し、其の積極的協力を求むる爲に、防犯的指導をなす事が必要であり、次に充分に法令を了解して居るに拘らず、自己の利慾の爲に敢て違反を爲す非國民的分子に對しては、斷乎として鐵鎚を下す必要があるのであるが、從來の經濟警察の運用方針としては、此の防犯的指導に重點を置き、違反者に對しても輕微なものは注意説諭に止め、最も惡質重大なるものを檢舉すること、して參つたのである。

即ち防犯的指導の爲にはラヂオを通じ、新聞雜誌其の他の印刷物を利用するの外、關係業者との座談會、

懇談會、打合せ等の名目の下に法令の周知徹底を圖り、或は店頭に臨んで指導する等、凡有方法を講じ關係業者の理解と協力を求めて來たのであつて、此等の會合を催した回数、經濟警察の活動を開始してより一年餘りの間、即ち昭和十四年末迄の間に於て三千七百六十回、其の會合人員三十八萬六千八百六十六人の多數に上つたのであつて、經濟警察が如何に此の方面に努力を拂つたかを承知願へると思ふのである。

然るに統制法令違反の状況は如何であるかと云ふと昭和十三年に於て、四千三百二十一件、四千五百二十九名、昭和十四年に於て、四萬二千七百七十件、四萬二千九百四名の多數に上つてゐるのである。此の違反者の合計四萬六千四百九十一件、四萬七千四百三十三名の中に注意、説諭等の行政處分に止めた者四萬三千一件、四萬三千十名、司法事件として取扱つた者三千四百九十件、四千四百二十三名であつて、此を割合で見ると、此回限りは赦して置くと云ふ意味の注意、説諭等で済ませたものが、百人中九十三人であつて、残り七

人が司法事件として処分を受けた事になつてゐるのである。先に述べた法令等の周知徹底の爲の割合と違反者の処分割合を見ても、從來經濟警察の執つて参つた運用方針、特に國民の自覺協力を求める爲に拂つた努力の程を了解する事が出来ると思ふのである。

然しながら戦時體制下に入り、既に滿三年を迎ふる今日迄の間、凡有訓練と經驗を經、殆ど餘す處なく其の眞意を了解し盡した今後に對する經濟警察の運用に當つては、茲に方針に變更を加へねばならない時機に到達して居ると考へるのであつて、既に今日に於ては統制の必要に疑念を持つとか、統制法令を知らぬとか、統制經濟に慣れぬとか云ふ辯解は成り立たない、従つて違反者に対する處分を寛大にする必要は認められないのである。

勿論新らしく出た統制法令の周知徹底を圖るとか、島民各位の理解ある協力を求める爲の努力は從來と異りなく行ふのであるが、それにも拘らず、自己の利慾の爲に物資の賣惜み買溜又は暗取引をなし或は其の他

の不法利得をなす等敢て法令に違反するが如き非國民的分子に對しては、今後は假借なく之を檢舉して以て自懲、他戒、一殺多生の實を擧げる方針である。

### 業者への希望

茲に業者といふのは統制法令に規定せられた物を製造し、使用し、販賣する業者、並に運送業者、保險業者、倉庫業者、加工業者、會社員、勞務者の雇主、地主、家主等を指すのであるが、之等の方々は何れも統制法令によつて色々な制限を受けてゐるので、從來自由振舞つて差支なかつたことと比較して考へると、随分窮屈に相違ないのであるが、從來直接には自己一身又は自己一家の營業なり、事業であつた行爲が、一躍して直接國家國民の爲の營業或は事業として國家的役割を果すべき地位に置かれた事と、更に前述した様に統制法令の命する處に従ふ事が、現下未曾有の難局に處する日本國民の崇高なる國民的義務であり、銃後經濟戦場の將兵たる責務を果す所以であることを充分

認識せられ、進んで官廳に協力し、國策に殉ずるの心構へを持せられん事を切望する次第である。

### 一般消費者への希望

又一般消費者の方々に於ても、現下の時局を充分認識せられ、生活程度を戦時に相應しい程度に引下げ、若し一部の者が平時と同じ状態で物を消費致せば、一方には生きる程度の生活さへも脅かされる者の出来ることを考へ、不足の物資をお互公平に分配し合ひ、不自由を忍び合ふ様にせられると同時に、國民全體が銃後經濟戦場の將兵たる立場にある以上、一部の者の専恣をも許す譯に参らぬのであるから、お互勵まし合ひ、戒め合ふ意味に於て消費者自身も買溜行爲をしたりせず自肅し、又業者其の他の者の統制法令違反の事實があつたら、どしどし本人に忠告するなり、取締官廳に申告して頂きたいと存する次第である。

## 支那事變報國債券

今回賣出しの債券は（五月十三日より二十五日迄）

- 發賣總額 二千五百萬圓で、賣出値段は一枚十圓（二百萬圓）五圓（百萬圓）の二種類であります。
- 償金 元金は十年後（昭和二十五年九月）に償還されます。
- 抽籤 毎年一回で、初回は本年八月に行はれます。
- 特典 一、買入れ後三箇年以内（昭和十七年四月迄）に郵便局又は日本勸業銀行へ保管を委託され、そのまゝ自身で最後迄所有した場合には元金償還の時、十圓券は七十錢、五圓券は三十五錢の特別割増金が支拂はれます。
- 一、税金は一切かかりません。

大藏省 日本勸業銀行



# 物價調整課の新設に就て

## 殖産局物價調整課

去る昭和十五年二月十七日總督府訓令第三十號を以て臺灣總督府官房並各局事務分掌規程が改正され、殖産局に新に物價調整課が設置された。茲で既往に於て本府の採つて來た物價對策に就て若干の考察を試み、而て此の課の有する使命に觸れてみたい。

聖戰途上の今日國力の強化を目的とする對策は多岐廣汎であるが軍需を充足せしめ生産力を擴充し輸出の増進を圖り而て國民生活の安定を期する意味に於て所

謂經濟統制政策が重要視さるゝに至つた事は周知のことと屬するが、就中物價騰貴の抑制を圖り物資全般に互り戰時適正價格を設定し、其の維持勵行を期する物價統制對策の重要性は茲に改めて説明する迄もない。

之が爲臺灣總督府に於ては中央に順應し事變以來諸種の物價對策を講じて來たのであるが、先づ之を物價對策上一エポックを劃したる價格等統制令の施行前に

付概観してみやう。

### 一 暴利取締

事變發生以來本島に於ても諸般の影響を受けて諸物價が暴騰の勢（一例を挙げると臺北市に於ける卸賣物價總平均指數は、昭和四年平均を一〇〇として昭和十二年一月に於ては一〇三・九であつたのが同年六月に至つて一〇九・六、七月一〇・二、八月に至つて一一〇・五を示した）に在つたので、暴利を目的とする物品の買占賣借行爲、又は暴利を得て物品を販賣する行爲を取締る爲に、昭和十二年八月府令第六十五號を以て所謂暴利取締令を制定公布し、總計二十六種に及ぶ物品を指定して其の暴利行爲を取締る事とし、更に其の後必要に應じ二回に互り之を改正し、取締品目の追加、暴利行爲の範圍の擴張を圖り、大いに之を強化した。而して之は不正商人の摘發と關係業者を自肅せしむる事に著しい効果を發揮した。

### 二 價格公定制度の樹立

然し乍ら、右の暴利取締令は物資不足乃至コスト高に基く正當な物價引上には適用されず、全面的に物價騰貴を抑制する點に於ては無効に等しかつたので、昭和十三年九月府令百十四號、物品販賣價格取締規則を制定公布し、之に基き綿・毛・人造纖維品・皮革製品に付年月日、及び故又は屑の織に付價格を指定すると共に、此の低物價政策上積極的第一歩を機會に經濟諸法令に基く取締徹底の爲、經濟警察制度が樹立された。

### 三 物價對策機構の整備

然るに元來物價の構成要素は複雑多岐に互るものであり、従つて物價對策は凡ゆる社會事情に立脚した慎重圓滿な考慮を要求されるものと言はなければならぬ。一面臺灣物價の趨勢は昭和十三年十二月に至つて著しく悪化し、臺北市卸賣物價指數に付て見ても、昭和四年を一〇〇とすれば十三年十二月に於ては、一三八・二となり、事變前の十二年六月に比較すると實に

三六%の増騰を示したのである。茲に於て本府は物價調整の慎重を期すべき機構を確立するの必要を感じ、價格構成の各要素に於て對策を樹立し、進んで戰時適正價格を形成すると共に、綜合的抑制對策を審議せしむる爲、昭和十三年十二月府令を以て「臺灣物價委員會規則」を制定公布し會長及三十名の委員を任命した。次で昭和十四年五月第一回委員會を開催し、總督府第一號「物價騰貴抑制ノ爲探ルベキ具體的方策如何」に付協議した結果、物價情勢に鑑み軍需の充足、輸出の振興、生産力擴充並に島民生活の安定を目標とし、之等に最も緊密なる關係を有するものに付、取敢へず速急に抑制的な標準價格を決定し、漸次適正價格を設定するを適當と認め、尙急速適正なる標準價格審議の機關として、物資別七、事項別五の専門委員會の設置の必要を議決し答申した。本府に於ては之を採擇し、昭和十四年八月「臺灣物價委員會規則」を改正し上記の専門委員會を設置し、同年九月第一回纖維品物價専門委員會を皮切りに物資別専門委員會を逐次開

催し、之が議決に基いて臺灣物價委員會として決定答申した標準價格は纖維品、金屬製品、化學工業品、食料品、雜品等價格等統制令施行前に於て一千二百三十四點に及んだ。

#### 四 其の他の對策

以上は謂はゞ直接的對策であるが、間接的に物價騰貴抑制の爲採つた對策としては一般消費の調整、物資の供給確保、配給の改善、運輸の改善、精神運動との連繫等であつたが今茲に詳説しない。

以上の如き諸對策を講じ物價騰貴の抑制を圖つたのであるが、昭和十四年八月歐洲戰亂の勃發は我國物價騰貴の勢に更に拍車を加へるに至つたので物價統制に於ける根本塞源の處置は避けられざる處となり、遂に同年十月價格等統制令、地代家賃統制令以下一連の所謂物價停止關係の勅令が制定公布せられ、本島に

於ては十月二十七日より之が施行を見たのであつた。而て此の結果一部特定の場合を除くの外價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料、加工賃及地代家賃等は總て所謂九・一八價格に釘付けられ、之に伴ひ特殊の場合に於て例外許可を爲し、又は全面的に業者の協定價格を設定せしめて之を認可する等の應急措置を講ずる一方、各種物品に付適正價格を決定することとなつた。然るに本島に於ては獨自の物價特殊事情が存在し、之が爲右統制令（就中價格等統制令）の實施に當つては相當考慮を要する問題が発生した。其の顯著な一例として、内地物價の波及性の問題がある。即ち物價の面より見たる本島の經濟は非常に内地依存性が強く、原料資材に於ける石炭、電力、生活資材に於ける米、砂糖、生鮮食料品以外の物は殆んど全部之を内地に依存してゐる。従つて内地の物價は原則として直に本島に響くのであるが、本島の地域的に遠隔なる點、從來よりの取引慣習の存在等に依り大體二箇月間位ひの需要を満たすに足る程度のストックを持つてゐ

るので、一般的に言つて内地に於ける物價の騰落が本島に現れるのは、一箇月乃至二箇月後となる事情に在る。此の點が九・一八價格に於ける所謂逆轉問題として、本島低物價遂行と物資確保なる兩要請間の調整に於て極めて困難なる問題を惹起したのである。

元來物價對策は流動常なきことを本質とする物價に、統制の力を及ぼさんとするものである點に於て、今日の國務上最も至難なるもの、一つであり、本島に於ては右の如き當面の速急に解決を要すべき諸問題も横つてゐるので、官廳に於ける事務機構の強化が要求された事は當然と言はなければならぬ。斯くて從來殖産局商工課の一係に過ぎなかつた物價調整係は約四十名に及ぶ定員を持つ物價調整課として獨立の誕生を了へた次第である。尙之と共に州、廳に於ては物資供給調整、勞務供給調整、資源調査、國民貯蓄獎勵等の定員と物價調整の定員とを合し州に於ては内務部に經濟統制課、廳に於ては勸業課（澎湖廳は庶務課）に經濟統制係が設置せられ、又警務系統に於ても經濟警察



課乃至係が本府、州、廳を通じて新設されたので、本島に於ける物價調整は、他の諸經濟統制對策と相並んで今後一層の進展を示すであらう。

元來物價は財政經濟の凡ゆる方面と密接なる關係を有し、其の綜合點として現はれるものであるから、之が對策の完璧を期せんが爲には更に其の根源に溯り、購買力抑制の強化、物資供給の根本的調整等生産配給消費並に資金等財政經濟の全分野に亘る強力なる綜合的對策を確立しなければならぬが、之が爲には低物價遂行を基礎とする理解ある協力を關係當局に求めること切なるものがあることは申す迄もない。然のみならず業者、家庭、諸團體、組合等總ての島民の一致協力が求められることの切なることは今日物價問題に若くものはないと言つても過言ではない。物價の崩壊は國力の崩壊であることを忘却すること無く、高邁なる社會道義心に訴へて、物價に關する諸法令の遵守は言

ふ迄もなく、一人の努力はやがて千萬人の幸福なることを想起せられて更に積極的に低物價遂行に協力せられん事を切望して止まない次第である。

參 考

臺灣總督府官房並各局事務分掌規程抄

- 第二十三條ノ四 物價調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 物價統制ノ實行計畫ニ關スル事項
  - 二 價格等統制令ノ施行ニ關スル事項
  - 三 地代家賃統制令ノ施行ニ關スル事項
  - 四 暴利行爲等取締規則ノ施行ニ關スル事項
  - 五 臺灣物價委員會ニ關スル事項
  - 六 前各號ノ外一般物價ノ統制ニ關スル事項

## 海運統制令に就て

遞信部海事課

はしがき

海運の統制については事變の當初、早くも臨時船舶管理法が制定され、船舶の輸出入が許可制度となり、又、配船、運賃、造船、海員等に就いて、臨時國家的の必要に基く命令を出すことが出来るやうに法律的基礎が與へられたのであるが、昨春秋の歐洲に於ける新情勢の展開と、東亞時局の重大化に伴ひ、海運に關する國家總動員態勢を一

併整備強化することが緊要となつたのである。

かゝる事態に對處する爲には、單に臨時船舶管理法のみでは不十分な點があるので、新に國家總動員法の發動によつて海運統制令を制定することを必要とするに至り、昨年末の中央に於ける總動員審議會で其の勅令要綱が附議決定、内外地を通じ施行のことに取り運ばれ、本島では二月十五日公布施行を見たのである。

## 海運統制令

### 施行規則

昭和十五年二月二十五日 府令第二十三號

- 第一條 長さ五十米未満ノ船舶ノ製造ニ付テハ海運統制令第二條ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ國ノ注文ニ依ル船舶ノ製造ニ付亦同ジ
- 第二條 船舶ノ製造ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ第三條ニ規定スル場合ヲ除ク外注文者ト連署ノ上左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 一 船舶ノ種類及用途
- 二 船舶ノ長サ
- 三 機關ノ種類及其ノ數
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ但シ州又ハ廳、市街庄其ノ他ノ公共團體ノ注文ニ依ル場合ニ於テハ第四號乃至第六號ノ書類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 使用船隻番號、計畫總噸數、計畫重量噸數、計畫旅客定員、計畫馬力、計畫航海速力、使用豫定燃料ノ種類、龍骨附豫定年月、進水豫定年月、竣工豫定



この海運統制令は臨時船舶管理法と併立し、その足りないところを補ふものであつて、國家總動員法第八條に基づき、造船を許可制とし、船舶修繕の促進等につき命令をなし、船舶の貸借及委託を命じ、外國備船を許可制とし、必要に應じ航海及運送の制限禁止をなし、又同法第十九條に基づき、水上運賃、備船料、船價等の公定に關する事項を定めてゐる。曩に公布施行された價格統制令の外に、價格の公定に就いて本令を設けたのは、後述する如く海運の特殊性に基くものである。

### 造船許可制

時局の進展に伴ひ、船腹の需要が益々増大するに反し造船用の資材及資金

が極めて供給困難な情勢に立至つたので、眞に有效な船舶のみに資材及資金を供給するを認め、その製造を許すやうに統制する必要が生じたのである。又資材及資金に直接關係が薄くとも、造船の統制を完うする爲には外國に對する造船の注文を自由に放任すること出来なくなつた。之が本令(第二條)に依つて造船に關し許可を要することとした所以である。然し本條の立法の趣旨から見れば、長さ五十米未満の船舶に就ては許可を要しないこととしてゐる。又國の注文船舶も別途規制する途もあるので施行規則に於て、本條適用より除外された。

本島では未だ大きな造船業者がない爲、外國に船舶製造の注文をなさんとする者以外は差當つて本條の適用を受くる場合が殆んどないのであるが、是から發展段階に入らうとする本島海運の將來に備へて内地同様の規定となした次第である。

### 船舶の貸借命令と

#### 外國備船の許可制

事變來近海荷動が飛躍的に増大し、又歐洲に於ける新情勢の展開に伴ふ外國船の撤退により、從來外國船腹に頼つてゐた或る種の重要輸入物資輸送確保の必要もあり、更に我が國對外航權の伸張にとつて千載一遇の好機が齎されたこと等の事情から國內全般に船

腹の需要の急激な増加を見ることとなり、之が爲一方に於て造船能力の最大限の發揮が望まざれると共に、他方現存の船腹總量の最も能率的な利用方法が講ぜらるゝに至つたことは當然である。この意味に於て、重要物資輸送の圓滑を圖るため、又運輸の合理化を期する爲、船舶の配給統制を漸行する必要が生ずるに至つた。此の目的を遂行する手段として、本令は必要に應じて船主又は運航業者に對して船舶の貸借(期間備船を含む)を命じ、又は運輸委託を命じ得る旨の規定を置くことにした。(第四條)それは重要物資の輸送を確保し、又高度の配船技術の合理化を圖る爲には、一定の船腹を特定の運航業者に運航させるを

- 年月、豫定航區、船體製造工場名及機關製造工場名ヲ記載シタル書類
- 二 所要資材ノ種類別數量ヲ記載シタル書類
- 三 豫定製造價格及其ノ内譯ヲ記載シタル書類
- 四 注文者ノ所要資金調達方法ヲ記載シタル書類
- 五 注文者會社其ノ他ノ團體ナルトキハ定款又ハ之ニ準ズルモノ
- 六 注文者ノ資産及營業狀況ノ詳細ヲ記載シタル書類
- 第三條 内地、朝鮮、樺太、關東州南洋羣島又ハ外國ニ住所ヲ有スル者ノ注文ニ依り船舶ノ製造ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ注文者ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主たる事務所並ニ前條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ前條第二項第一號乃至第三號ノ書類ヲ添附シテ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 第四條 外國ニ船舶ノ製造ノ注文ヲ爲サントスル者海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ第二條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ同條第二項第一號及第三號乃至第五號ノ書類ヲ添附シテ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

- 第五條 海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケタル後當該船舶ノ竣工前ニ申請書ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ
- 第六條 第二條乃至前條ノ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各其ノ副本ヲ添へ所轄管海官廳ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ
- 第七條 海運統制令第四條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者雙方ニ對シ相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主たる事務所、船舶番號ノ期間其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ヲ發シテ之ヲ爲ス
- 第八條 海運統制令第四條第二項ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ當事者連署ノ上契約書ノ副本ヲ添へ其ノ旨ヲ臺灣總督ニ届出ツベシ
- 第九條 海運統制令第四條第二項ノ規定ニ依り裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ副本ヲ添へ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所又ハ主たる事務所

適當とする場合があるからである。こゝに運航の委託とは業界で委託船、抜船等と稱し、運航の損益が委託者に歸し、運航業者は單に手数料を徴するものを指稱するのであつて、貸主が自ら運航すると殆んど異ならぬやうな經濟關係に立たせることが妥當と思はれる場合に委託を命ずるのである。本條の命令は、船舶を明示して當事者双方に發せられ、當事者は當該船舶に關し契約を締結すべき義務を負担するのである。契約の内容は當事者の協議に任されるが、協議が調はぬときは臺灣總督の裁定によつて定められることになる。尙本條の命令に依つて生じた通常損害は補償されることとなつてゐる。(第十四條)

### 船舶の修繕と荷役に關する命令

船腹の檢出方法として、その運航能率を増進するの必要に迫られてゐることは周知の事實であるが、船舶の運航能率の増進策として本令は二つの事項を規定してゐる。一つは船舶修繕に關する命令であり、一つは船舶荷役に關する命令である。

る命令である。

運航船腹の減少して船舶の運航能率を促進させるためには、修繕のため休航する船腹の減少を圖る必要があることは云ふ迄もない。そこで本令は船舶の修繕に關して不意な修繕についてその修繕期間の短縮を命ずる等の規定を設けた。(第三條) 本條の發動によつて最近頗る増加を認むる修繕入渠船の減少を見ることがならう。

船舶運航の圓滑化は、單に船舶又は船舶運航業者のみに着眼し、これを統制しても、その萬全を期することは出来ぬ。殊に運航能率増進の難は荷役能力如何にあるのであつて、港に貨物が山積し船舶の入港が速つてゐても、荷役が悪ければ貨物の持腐れである。船

と貨物さへあれば直ちに運べると思はれ勝であるが、これは大きな間違で荷役を併せて考へなければ貨物は動かさない。それで本令は船舶荷役の圓滑を圖り船舶運航の迅速化を圖る爲、荷受人、荷受人、運送取扱業者、又は荷受請負業者に對して荷役方法の變更、荷役順位の變更等船積及陸上に關し、必要事項を命じ得ることとしたのである。(第七條) 即解取り方法の變更を命じ入港船幅横の場合、急を要するものを先に荷役させ、その他解船を倉庫代りに用ひて荷役を停滯させることを禁ずる等である。

### 航海及運送の禁止並に制限

- 二六
- 一 申請の目的及事由  
臺灣總督前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ  
前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ臺灣總督ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得
  - 二 臺灣總督海運統制令第四條ノ規定ニ依リ裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ之ヲ當事者雙方ニ送付スベシ
  - 三 第十一條 海運統制令第五條ノ許可ハ左ノ各號ノ場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ  
一 總噸數二十噸未満ノ船舶ヲ借受ケ(期間)船舶ヲ含む以下同ジ)又ハ其ノ運航ノ委託ヲ受ケントスルトキ  
二 日本船舶(外地ニ行ハル、命令ニ依ル日本船舶ヲ含む以下同ジ)ヲ所有スルコトヲ得ル者ニシテ臺灣ニ住所又ハ主たる事務所ヲ有スル者ヨリ借受ケ又ハ委託ヲ受ケントスルトキ  
第十二條 海運統制令第五條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ副本ヲ添へ之ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
  - 一 船舶ノ種類、用途、名稱、國籍及貸主又ハ委託者  
二 船舶ノ總噸數、重量噸數、航海速度、機關ノ種類及進水年月  
三 借受ケ又ハ委託ヲ受ケントスル期間  
四 借受ケントスル場合ニ於テハ賃借料及其ノ支拂方法、委託ヲ受ケントスル場合ニ於テハ運航手数料又ハ費用ノ分擔及收益ノ分配ノ方法  
五 豫定ノ航路又ハ航路區域
  - 第十三條 海運統制令第六條ノ規定ニ基キテ爲ス禁止又ハ制限ハ告示シテ之ヲ爲ス
  - 第十四條 海運統制令第八條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示シテ之ヲ爲ス但シ受領者又ハ支拂者ヲ指定シテ爲サントスルトキハ其ノ者ニ對スル通知ヲ以テ告示ニ代フ
  - 第十五條 海運統制令第八條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸入品又ハ輸入原料ノ價格昂騰特ニ著シキ場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ許可ハ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル  
國又ハ州若ハ廳ヨリ費用ヲ補助ス

船價、備船料、  
運賃等の公定

本令は更に船舶、航路或は航行區域を指定して航海の禁止、制限をなし、又人若しくは物を指定してその運送の禁止、制限をなし得る旨規定してゐる。(第六條)これは主として戦争の危険を避けるため、危険區域の航行、戦時禁制品、交戦國軍人の輸送を禁止する等の必要から規定されたものだが、戦争危険に關係のない場合でも、重要物資の輸送確保上、不急の航海を制限し、或は不急品の輸送を制約することも本條の立方趣旨の一つである、尤も所謂配船命令、即貨物、航路等を指定して航海を積極的に命ずるのは、臨時船舶管理法第六條によるのであつて、これと兩々相俟つて海上輸送統制の完全を期してゐるのである。

船賃、水上運賃、船舶賃貸料(期間備船料を含む)は他の價格等と同様に價格統制令によつて一様に昨年九月十八日現在でストップされてゐることは周知の通りであつて、これは本令制定後に於ても變りはない。しかし價格の公定に關して、海運關係の船價等の公定に就いては業者の組合の認可額を代行させる制度を併用することが、海運界の實狀に鑑み適當であるのと價格統制令で適用外とされた輸出入運賃と雖も、或る種のものについては公定する必要がある等のため、その公定に關する條項を本令中に別に設けることとし

ル航路ニ付臺灣總督又ハ州知事若ハ艦長ノ認可ヲ受ケタル運送貨ノ額ニ依ルキハ海運統制令第八條第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

- 第十六條 前條第一項ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 一 船舶ノ製造價格ニ付テハ船舶ノ製造番號、種類、船質、長さ、噸數、重量噸數、航海運力、機關ノ種類及其ノ數、最大馬力、龍骨附年月、竣工年月、船體及機關ノ製造工場名並ニ豫定ノ製造價格其ノ他ノ契約條件
- 二 船舶ノ買價價格及賃貸料ニ付テハ船舶ノ番號、種類、用途、船質、名稱、噸數、重量噸數、航海運力、機關ノ種類及其ノ數、最大馬力、進水年月及製造工場名並ニ豫定ノ買價價格又ハ賃貸料、引渡時期、引渡場所其ノ他ノ契約條件
- 三 水上ノ運送貨ニ付テハ運送スベキ物ノ品名及數量、運送區間並ニ豫定ノ運送賃其ノ他ノ契約條件
- 二 相手方ノ氏名又ハ名稱、住所又ハ主タル事務所及業務ノ種類

たのである。

即船舶の製造價格及賣買價格、水上の運送貨又は船舶の賃貸料(一期間備船料を含む)の額を臺灣總督が指定した時は、その額を超えて契約し、支拂ひ又は受領することが出来なくなる。尤も、この指定があつた場合も價格等統制令の場合と同様に、現在契約中一定のものには指定の影響を及ぼさず、ストップされてゐた額は總て消滅し、又輸入原材料の値上りが特に著しい時、その他止むを得ない事由ある時には特に臺灣總督の許可を受けて公定額を超えることを認めらる。(第八條)

る可き額の認可を申請することが出来る。價格等統制令では組合等が停止額に代るべき額の認可申請が認められてゐるだけで、公定額に代る可き額の認可申請をすることは認められてゐないが、海運に於ける價格統制の複雑性に鑑み、業者の組合を活用することが額の適性を期する爲にも、又公定勵行のためにも適當であるとの理由から且今日迄の海運界の實情がかく爲し得ることを實際に證明してゐる事實に鑑み、このやうな取扱をしようとするのである。尙必要に應じ、右の組合申請の認可額を組合員以外のアウトサイダーにも強制し得る旨をも規定してゐる。(第九條)

- 三 已ムヲ得ザル事由ノ詳細
- 第十七條 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル組合其ノ他之ニ準ズルモノノ指定ハ告示シテ之ヲ爲ス
- 第十八條 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケンタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
- 二 構成員(海運統制令第九條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ)タル資格及構成員ノ概數
- 三 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額及其ノ實施ノ前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ
- 一 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額ノ算定基礎ヲ明ニスル書面
- 二 海運統制令第九條第一項ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書ノ寫
- 第十九條 海運統制令第二條、第五條及第八條第一項但書ノ許可並ニ同令第九條第一項ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ
- 第二十條 臺灣總督海運統制令第九

# 「臺灣讀本」原稿懸賞募集！

臺灣總督府臨時情報部

## ◎募集の趣旨

臺灣を知らうとする者、臺灣を旅行する者、そういふ人達に先づ手取り早く臺灣事情の一般を傳へるに適當な案内書がないのを遺憾とする。特に最近我が國民の南方に對する關心が益々盛となつて來たに伴れて愈々この種の要求が切なるものがある。

そこで本情報部ではこの要求に應ずるべく、ここに「臺灣讀本」の稿本を廣く江湖に求め、之が刊行に依つて臺灣事情紹介宣傳の一助としたいと考へる。心ある士の奮つて執筆應募あらむことを望む次第である。

## ◎執筆要領

- 1 實際の臺灣事情を簡潔興味ある筆致を以て書き卸し、徒に假説を弄したり或は物語り的に陥らざること（例へば臺灣はこの世のユートピアで誰でも勞せずしてお金が儲かるといふ様な徴發的の記述は採らず）
- 2 文の長さは四百字詰原稿用紙二百枚以内とす、但し都合に依り若干の増加は之を認める、尙文中に統計、圖表、寫眞、繪畫等を適當に配するを可とす。
- 3 文體はなるべく平易なる口語文（常體）でありたい。

## ◎賞金

當選一篇 賞狀及金五百圓  
佳作三篇 賞狀及金百圓宛

## ◎應募要項

- 1 應募資格 制限なし
- 2 締切 昭和十五年七月末日
- 3 當選發表 締切より約一箇月後（豫定）
- 4 原稿送り先 臺灣總督府內臨時情報部 封筒には「懸賞臺灣讀本」と朱書すること
- 5 其他 應募原稿は一切返戻せず 又作品の著作權は本府に歸屬す

拂條件、引渡條件その他の契約條件の變更が支拂者に不利益となるものは、其の限度で引上げて同一に看做す旨の規定(第十條)及何等の名儀をもつてするを問はず、公定違反の行爲を禁止する旨の規定(第十一條)を設けてゐることと價格統制令と同様である。

### 荷主の報告その他

また公定に關する規定は原則として非營利事業であつて業務に属しないもの、船舶の輸出入取引、輸出入運賃、外國諸港間の運賃、外國備船料に就ては、適用から除外してゐることは價格統制令と大體同様であるが、輸出入運賃中南洋鐵礦石運賃のやうに四プロツク内のものと同視すべきものについては公定する必要があるから、かゝる部分に就ては臺灣總督が告示する旨を規定してゐるのである。(第十二條) 尙價格取引の公明を期するため、臺灣總督の告示する水上運賃、備船料については店頭に掲示又は掲出し又は顧客の要望に應じて開示する等、適當な方法で公示しなければならぬことになつた。(第十三條規則第二十三條)

月末日(十五年規出ノ分ニ限リ三月末日)に提出し、之に著しい變更を加へたときは、その都度その旨を報告することになつてゐる。(施行規則第二十六條) 他の一つは運送報告書で、之は大口の先物貨物(運送期間三月以上又は一口五千噸以上のもの)の船舶による運送契約數量の状況を、年四回臺灣總督に報告することになつてゐる。(施行規則第二十七條)

又造船業者は長さ五十米以上の船舶を修繕し得るドックの使用豫定報告及同船舶の修繕状況を毎月報告しなければならぬ。(施行規則第二十五條) 第十六條では、船舶共有の場合に船舶管理人を置いた時は、船舶所有者に關する規定は船舶管理人に適用することになつてゐる。

### むすび

海運統制令の大要は以上の如くである。今後の國際情勢並に我國運の動向に想ひを致すときは海運の使命より、重且大となるべきは明白であつ

條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ告示ス  
一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區  
二 構成員タル資格  
三 海運統制令第八條第一項ノ額ト看做サルベキ額及其ノ實施ノ日  
四 認可ニ附シタル制限又ハ條件  
第二十一條 海運統制令第九條第二項ノ處分ハ臺灣總督處分ノ旨及前條各號ノ事項ヲ告示シテ之ヲ爲ス  
第二十二條 海運統制令第十二條第一項ニ掲グルモノトス  
一 海運統制令施行地以外ノ地相互間(關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク)ニ於ケル運送貨物  
二 日本船舶ニ非ザル船舶ノ貨物  
第二十三條 臺灣總督ノ告示ヲ以テ指定スル水上ノ運送貨物又ハ船舶ノ貨物ハ運航業者又ハ船舶所有者ニ於テ其ノ店頭ノ見易キ場所ニ之ヲ掲示シ又ハ顧客ノ請求ニ應ジテ之ヲ開示シ其ノ他適當ナル方法ヲ以テ之ヲ公示スベシ  
第二十四條 臺灣總督必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ

申請書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得  
臺灣總督必要アリト認ムルトキハ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ヲ提出シ命ズルコトヲ得  
第二十五條 造船業者ハ長さ五十米以上ノ船舶ノ修繕ヲ爲シ得ル船舶及船架ノ翠月中ノ使用豫定ニ付別記第一號様式ニ依リ船架及船架用豫定報告書二通ヲ毎月十五日迄ニ、長さ五十米以上ノ船舶ノ前月ノ修繕狀況ニ付別記第二號様式ニ依リ船舶修繕狀況報告書二通ヲ毎月七日迄ニ所轄管海官廳ヲ經由シテ臺灣總督ニ提出スベシ  
第二十六條 臺灣總督ノ告示ヲ以テ指定スル貨物ヲ船舶ニ依リ運送セントスル荷主ハ四月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ一年間ニ於ケル當該貨物ノ運送計畫ニ付別記第三號様式ニ依リ運送計畫報告書ヲ毎年二月末日迄ニ臺灣總督ニ提出スベシ  
荷主ハ前項ノ運送計畫ヲ著シク變更シタルトキハ運送計畫ヲ其ノ旨ヲ臺灣總督ニ報告スベシ  
第二十七條 荷送人又ハ荷受人ハ一月、四月、七月及十月ノ各一日現在ニ於ケル運送契約貨物ニシテ運送期間三月以上ノモノ又ハ其ノ數量一口五千噸以上ノモノニ付別記

て、我が海運界が本令によりその總動員態勢に一步を進めたのも實にこの使命遂行に十全を期せんとするに外ならない。然し本令の適正なる運用を期するには官と云はず、民と云はず關係各方面の全幅の協力に俟たなければならぬのであるから、宜しく本令制定の趣旨に基き、海運報國の誠を致されんことを切望して止まない。

### ☆海軍兵となるには☆

一口に海軍志願兵といつても兵種があり、おほまかに水兵、航空兵、機關兵、工作兵、軍樂兵、看護兵、主計兵に分けることができる。學力試験は大概の場合、程度で行はれる。志願手續に就いては、志願兵の募集、志願書の提出期日、徵券検査の日割等が水年各府縣毎に一般に告示されるから、それに依つて直接市區役所または町村役場で問合せること。尙ほ身體検査の規格中、身長と體重に

| 年 齡    | 身 長 | 體 重 |
|--------|-----|-----|
| 十八歳以上  | 一五〇 | 四〇  |
| 滿十八歳未滿 | 一四〇 | 三〇  |
| 滿十七歳未滿 | 一三〇 | 二〇  |
| 滿十六歳未滿 | 一二〇 | 一五  |
| 滿十五歳未滿 | 一一〇 | 一〇  |

關しては、航空兵を除く各兵種は、次のやうである。

第四號様式ニ依ル運送契約報告書ヲ各同月ノ十日迄ニ臺灣總督ニ提出スベシ  
 第二十八條 海運統制令第十五條第二項ノ證票ハ別記第五號様式ニ依ル  
 第二十九條 海運統制令及本令ニ於テ臺灣總督トアルハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ賣買價格、貨貨料及運送貨貨ニ長サ五十米未滿ノ船舶ノ製造價格ニ關スル事項ニ付テハ交通部總長トス但シ專ラ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ關スル事項ニ付テハ海運統制令第二條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス  
 第二十六條第一項ノ運送計畫報告書ハ昭和十五年ニ提出スルモノニ限リ三月末日迄ニ之ヲ提出スベシ

## 泰國の親日的措置

### 臨時情報部

#### 反日華僑をどしどし追放

友邦泰國の舊國名は暹羅で之を昨年の六月(昭和十四年)正式に泰國と改名した新興國家である。元來同國は十五世紀以前に於ては、東方諸國とは交通來往をして來たが、歐洲各國とは殆んど没交渉の状態で、西歐列強の外交史又は拓殖史上に其の國名を記載された事が無い位餘り知られて居ない國であつた。

求むるの必要を痛感した。茲に於て泰國は始めて歐米人の注目する所となつた。而して一八八五年英國が緬甸(一八八六年七月二十四日英支緬甸條約に依る)を滅し、並に同年佛支天津條約が締結されて以來と云ふものは、泰國は全く英佛の勢力下に呻吟して來た状態であつた。十九世紀に至つてから同國は英明なる君主に依つて庶政の改革が斷行せられ、國勢も次第に隆昌に赴き、一九三二年六月二十四日彼の無血革命が成功して後は、對外的に英佛の統治勢力を排撃する様になつた。爾來同國は努めて内政を革新して自主獨立の地位を固め、一方に於て我國に對しては親日の態度を執るに至り、

少壯軍人の勢力は益々昂まつて來た。從來同國には廣東省汕頭を中心とする支那人在留華僑が二百五十萬人居住し、彼等は各方面の事業に従事して居る關係上經濟的に拔くべからざる一大勢力を築上げて居るので、今次事變發生以來將政權は此等華僑に對し、凡有テマ宣傳に躍起となつて宣傳した結果、彼等の誤信或は祖國愛の熱誠よりして相當撥排目的行爲を續けて來たものであるが、泰國當局は我國に對する國交上面白くないと認め、其間屢々此等華僑の行爲を抑制又は取締りを行つて來た。

殊に最近は蔣政權の没落に伴ひ我國の東亞新秩序建設の着々進捗し居る状態に鑑み、益々親日的態度を顯現して在留華僑中の不穩分子の掃蕩に一層努力する様になつた。

左に其の親日的措置の一端を紹介して見やう。

#### 銀行搜查及行員の檢舉

南支向き華僑資金の激増に鑑み、當局は此の送金の授將的關係及對日影響を顧



慮し、茲に資金の國外流出を防ぐ見地よりして、昨年の秋頃遂に巡警を派遣して華僑、廣東の兩銀行を捜査した上、廣東銀行の支配人蔡星五、副支配人賴鳳崗、行員一名、華僑銀行の支配人王泰義、副支配人孫清源、會計主任馬燦然等を逮捕拘禁した。本件に對し當時華僑各團體は連名で釋放運動を試みたが、許可を得る事能はず、最後に被拘禁者たる彼等が英領馬來生れの英國籍民であると云ふので、英國公使の交渉で始めて釋放されたのである。

**援將送金者の處罰**

右華僑及廣東兩銀行捜査の結果警察當局は華僑の送金人名及送金額並に送金先等の控へを押収したので、其の送金人名簿に依り送金者千餘名を呼出して嚴重なる取調を爲し、其中援將送金者及第八路軍(共產軍)宛送金者は悉く拘禁されたが、其爲めに國外追放を喰つた者が百餘名の多きに達した。

當局の根據として居る理由は、其の寄附行爲が自發的である場合は一九三七年

制定の寄附募集制除例に抵触しないが、若し其の寄附行爲が他動的即ち募集されたものである時は、違法と看做して處罰すると云ふのである。

**國民黨員の檢査**

泰國に在留する華僑の内國民黨員になつて居た者は一萬人餘り、首府曼谷には國民黨支部が置かれてあり、平素公開的に行動を許されて居ないが、然し秘密裡に各種の運動が行はれ、蔣政權の爲めに相當なる成績を擧げて居た。殊に事變以來中央からの指令もあり、各黨員は盛んに援將運動に活躍したので、當局は此種運動は日本側へ多大なる影響を及ぼすと共に、一面同國の中立政策にも背するものと看做して、國民黨支部書記長梁士俊夫妻、黨員周日東、丁重民、葉川霖、盧仲和、趙鶴三民社代表馮燦、暹國日報社長中國僑務委員會顧問陳文添、黃金城、方清、溫南坡、曼谷日報社長兼國民黨支部執行委員吳碧岩其他四十餘名を次々に檢査し、其中大部分は國外追放、一部分は懲役、陳文添の如きは

懲役十年に處せられた位であつた。

**漢字新聞社の封鎖**

泰國に於ける華僑經營の漢字新聞社は合計十社あつて、其の言論は平素國民政府を擁護する事は勿論、事變發生以來に於ては悉く援將抗日新聞となつて了つた。就中最初に停刊を命ぜられたものは曼谷日報で(昨年七月二十七日附停刊命令)其の理由は同紙は七月二十四日の紙上に於て「日軍の潮汕侵略に關し、吾人の持つべき認識及任務」なる社説を掲載したるが、右論文は泰國在留華僑の日貨排斥を煽動し、秘密團體を顯現して日貨販賣華僑を恫嚇するもので、泰國の治安及日泰の國交を妨害するものと認めらる。因つて同紙の發刊を停止し、併せて同社長、主筆、發行人の許可證を無効とすと云ふ。

同月三十一日には七月二十七日發刊の「中國報」紙上掲載の「ホイコト」なる社説を、前條同様の理由を以て停刊を命じ、又同じく七月二十七日發刊の「華僑報」に掲載した「英帝國に忠告す」なる

社説は泰國國交を阻害するものと看做されて何れも永久停刊を命ぜられた。

右三社は泰國に於て最も有力なる漢字紙であつて、其後は「國民日報」、「新時報」、「華僑日報」、「華星日報」の四社も停刊を命ぜられたが、其の理由は國民日報の社長及新時報の發行人は即ち曼谷日報の主筆と發行人と同一人であり、華僑日報及華星日報は華僑報と同一經營者であると云ふので、之は新たに責任者を立て、許可を申請すれば、復刊を許すとは云つて居るが、仲々容易でなさうだ。更に、同年八月九日には最早三社しか残存して居ない所の「中華日報」及「中民日報」の二社をも封鎖して了つたので、現在では漢字紙は一社のみとなつた。此の二社は永久停刊に付した理由は、右兩社は何れも過去に於て各商人の爲めに、救國團體に對する謝罪廣告を載せた事は新聞條例に違反するものと認むと云ふのである。

**華僑學校の封鎖**

元來泰國に於ては在留華僑に對しては

出來得る限り同化政策を取つて來て居るので、華僑子弟を收容する私立學校の發達は此の同化政策に背するものと認め、一九一八年に私立學校條例三十二條を制定して私立學校に或程度の制限を加へ、一九三二年には教育條例五十二條を頒布し、私立華僑學校に泰國語の教育を強制した。一九三五年及一九三六年には教育條例の一部改訂を行ひ、一九三八年には泰國語を以て教授すべき科目を定め、幼稚園から專門學校に至る迄外國語を除く外は、一切泰國語を用ふべき旨を規定して之を各私立學校へ通告した。此の通告に接した各私立學校は泰國語を用ふる教授に關して幾多の困難を感ずるので、早速通告で本規定の改訂を嘆願した結果、小學四年より高等小學二年迄は從來通り泰國語を每週九時間(即ち每週泰國語六時間、公民一時間、地理歴史二時間)とし、其他の科目は暫時支那語を用ひて教授して差支へない事に落着した。然るに本年春に至り教育部は經費の増加

に依つて教育機構を改革し、特に視學を置いて學校行政、教務、設立許可の有無、課程の適否、泰國語教授の實況、教員の資格等に關して嚴格なる調査を爲し、若し幾分でも規定に違反すれば直に學校を封鎖する事になつた。其の爲めに昨年七月から同年九月末迄の間に封鎖された、私立華僑學校は黃魂、新生、新中華、大同、大中、潮州、培民、育民、新民等合計四十餘校の多きに達し、現に盤谷に残存せる華僑の學校は、僅か十數校に過ぎない淋しい状態になつて了つた。

**外國人入國稅の増加案**

泰國當局に於ては、今次事變以來支那人が兵役逃避又は一時避難の爲め渡航する者激増しつゝある状態に鑑み、此の支那人入國者を制限する見地よりして昨年の八月從來の外國人入國稅一人に付二百三十銖を五百銖に増額すべく之が建議案を同年八月二十四日に議會へ提出したのであるが、本案が通過された時には支那人の渡航者は激減を見るに至るであらう。



# 最近公布の法令

各法令の全文は公布された同日の府報に掲載されてゐます

總督官房審議室

## 空堀ノ輸移出制限ニ關スル件中改正

(五月三日府令第六十一號)

「酒類、酒精又ハ清涼飲料水ノ包装用空堀(壘府ヲ含ム)ハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ發賣ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ズ」といつた從來の規定中「酒類、酒精又ハ清涼飲料水ノ包装用空堀(壘府ヲ含ム)」の部分が「空堀及壘府」と改められた。讀んで自ら明らかな様に、今までは酒類、酒精及清涼飲料水の空堀及其の壘府が輸移出制限の對象となつて居たものが今回の改正で凡そ空堀及壘府は總て此の制限を受けることとなつた。

空堀の需要者は何といつても專賣局が筆頭で、島内産酒の包装用として一年に使用する壘の数は、大小合せて大體二千五百萬本といふ巨額に上つてゐるが、これだけ大きな數を新堀で賄

ふことは經費の上からも亦實際上も不可能なことであるので、其の大部分は回收堀で調達してゐる有様である。従つて此等空堀が圓滑に回收されぬことになると忽ち酒の供給に響いて来る。昭和十四年四月八日、此の府令が制定された當時お狙ひ所は此處にあつたので、一先づ島内産酒用の空堀として必要なだけ島内に止めておくためであつた。此の時間同時に清涼飲料水の空堀も併せ規定されてゐるが、これはどちらかと云へば従たるもので丁度酒の空堀に便乗した様な形である。

所が近時内地では空堀の不足で、本島へは酒類其の他各種壘詰品類の入荷薄となつて空堀の回收も從來の様に充分に行かなくなつた。之に加へて醬油壘の如く制限外の空堀は内地の値上りに誘はれて、本島から流出する一方でさなきだに不足な島内産酒用空堀へ島内醬油業者の需要が食ひ込んで来た。今回の改正を見た所以は此の爲であり、從來の限定的な制限から一應總ての空堀の輸移出制限とし、島内に止めておく必要の無い空堀、例へば藥品とか化粧品などの空堀、或は又島内に必要以上の空堀は、從來通り總督の許可權の運用に依つて輸移出の途が開かれてゐる。

次に壘府に付てであるが、從來の規定からすると酒類、酒精及清涼飲料水用の空堀の壘府のみが輸移出の制限を受けることになつてゐたが、これからは壘府も空堀同様に總て制限を受けることになつた。これは取締の完全を期するためであつて、壘府として仕舞へばそれが酒壘の層かそれとも藥壘の層かが別

し兼ねるからである。

## タンニン含有樹皮使用制限ニ關スル中改正

(五月三日府令第六十二號)

皮革、染料等の製造に必要なタンニンは輸入品であるが、本島で多量に伐採される理想樹の皮にはタンニンが含まれてゐて、これを皮附の燐炭等に仕舞ふのは勿體ない話である。これではといふので昭和十四年四月十二日にこの府令が制定せられ、その中に「指定セラレタル樹木(理想樹)ニシテ直徑二寸以上ノモノハ皮附ノ燐炭、坑木又ハ枕木ノ材料トシテ之ヲ使用シ又ハ瀝液スルコトヲ得ズ」といふ規定を置いた。

所がこの規定で皮附の燐炭を使用することを得ずといふ點の解釋は、理想樹を以て皮附の燐炭、坑木又は枕木を製造することさへも禁止してゐるのか、それとも更に之等を燐炭として燃し或は坑木、枕木として實際に使用することを禁止してゐるのかの二様に考へられるの疑がある。若し後者だとすれば理想樹を燐炭として燃して仕舞つたり枕木としてレールの下に敷くといふ具合に現實にこれを使用する迄はこの規定の發動し様がない。これでは規定の主旨に反するものであつて木を切り倒していつまでも皮附の燐炭としたのでは剥皮も困難になり取捨も徹底しない。そこで從來の間接的な規定から進んで端的に剥皮の義務を明言しようといふので、「指定セラレタル樹木(理想樹)ヲ伐採シタルトキハ直徑二寸以上ノ部分ニ付テハ連綿ナク剥皮

スベシ」と改めたのである。

## 船員保險ノ被保險者資格喪失届出等ニ關スル府令の公布

(四月三十日府令第五十九號)

船員保險の法令は保險給付及費用負擔の規定を除いて、三月初旬に施行せられたのであるが、實際の保險給付事業は、大體六月より實施せらるゝ豫定である。而して之が準備の爲の被保險者の現況調査は、船員保險法施行規則に依つて五月一日現在を五月末迄に船舶所有者より届出られ、之に依つて認め得らるゝのであるが、其の後の異動に付ては、船長及國有船舶の船員中事業の對象となる者等に對しての規定は、右の施行規則中に定めてあるが、船員の多數を占むる海員の異動に付ては單行府令を出す豫定の下に、船員法施行規則より除外して居たので、之が標題の府令となつて表れたのである。其の内容たる届出の方法は、疊に定めた船長等の場合と餘り變りはないのであるが、届書の様式に至つては關係者の便宜を考へ著しく異つて居る。

# 華僑情報

## ◎新政権成立と 在臺華僑の動靜

全島三十八公會盛大な慶祝式典

待望の新中央政府は三月三十日成立、こゝに帝國政府と共に東亞新秩序建設の責任を分擔する新生中國の新政府は、輝かしい世紀の産聲を揚げ、力強い第一歩を踏み出した。そして南京遷都の聲は東亞の大地に漲り、全支四億民衆の歡喜と共にこの歡びを迎へた。在臺五萬有餘の華僑は、祖國の歴史の有意義なこの日に全島三十八公會に於て慶祝の意を表すべく盛大に式典を舉行し、各公會は一齊に國民政府主席代理汪精衛氏宛に、「中央政府成立の確報に接し歡喜に堪へず、適かに之を祝賀し絶對に支持を誓ふ」といふ慶祝電報を發送した。

この日、臺北に於ける臺灣華僑新民主總會では副會長郭尚清、陳寶源の兩氏を始め全島代表百餘名が臺北市公會堂に參集し、思ひを遙か遠く南京よせて祖國の更生を祝賀、感激の式典を舉行した。式が終つて後一同は揃つて臺灣神社に參拜した。

### 遷都慶祝の爲代表を南京に特派

新中國建設の偉大な礎として汪精衛氏の新政府の準備は整つて愈々東洋史の一頁を飾る輝かしい成立式が三月三十日決定の報に接した。在臺華僑は事變四年目にして始めて聞く和平の鐘に慶祝の意を表すべく各總會會長外、八名を南京に特派することとなり去る三月二十四日一行は勇躍出發、一路南京へ向つた。

斯くて一行は同月二十七日上海に到着、嘗つて汪氏の特派として來臺の施文石氏の案内で職務及各界を視察し、三十日南京に國民政府宣傳部長林相生氏外各要人の歡迎を受け、歴史的な盛典に列席した。

國際都市上海と首都南京を實地に視察した一行は新興中國は如何に動きつゝあるか、又在華日本人は現地に於て如何に獻身的に働き協力してゐるか、これを目撃し多大なる感激に打たれ、かくして重大使命を果たした。一行は元氣旺盛四月六日歸臺、臺南公會副會長賴芝田氏と各總會會長と共に左の如き感想を述べた。

「吾々は母國の騰騰を他山の石とし、樂土臺灣に於て枕を高く安らかに暮し樂しく業を營み得ることが出来、又今回汪先生に面會しつ歡待の光榮に浴し得られたのは、之全く日本の宏大無邊なる 聖恩の餘澤に外ならないものと深く感銘し、東亞新秩序の爲なら如何なる困苦缺乏と戦つても粉骨碎身の努力を惜しまないと前提し、我等代表九名は非日南京に於ける國民政府遷都の式典に參列した翌日、汪公館に汪精衛先生を訪問した際、吾等に握手したばかりでなく、親しく應接に當つた先生の高潔な態度には寔に感激に堪へなかつた。又特に臺灣代表一行に對し、汪

### ◇會文都華僑公會發會式

新國民政府成立の機會に會文都在住華僑は、四月十五日麻豆公會堂に會文都華僑新民主總會創立發會式を舉行し、新政府樹立祝賀會を開催した。

### ◇三山善社慶祝會

福州出身華僑の組織する臺北市三山善社では、母國新政府の生誕に呼應し、四月五日同社廟内に於て、郭尚清氏、陳寶源氏等有力者外會員六百餘名出席して國民政府遷都慶祝式典を舉行した。

因に同社は宴會費一部を節約して靜岡市大火見舞金及其他に合計金五百圓を贈出した。

### ◇基隆華僑新民主公會

三月十日の陸軍記念日に基隆華僑新民主公會代表者が憲兵分隊を訪問し、金壹百圓を國防獻金に提出した。

### ◎在臺華僑遷都慶祝大會

四月二十六日南京に於て國民政府遷都慶祝大會が舉行されたが、臺灣五萬華僑

も歡喜のこの日を迎へ、喜びの南京に呼應して、齊しく盛大な慶祝式典を舉行し心から、和平來を喜ひ合つた。

この日島都の華僑の商店街では日章旗と「和平建國」の黃旗三角旗を附した青天白日滿地紅旗を掲揚し、家業を休み、春雨煙る街にはモーニング姿の華僑や美しく着飾つた其の家族の歡喜と希望に満ちた明るい顔、顔で大賑ひ、日華兩國の小旗を兩手に、臺灣華僑新民主總會主催の慶祝式典や日華親善團體たる臺北共榮會主催の慶祝歌會の會場の装ひ成る市公會堂へ集つた。慶祝式典會場は、壇上中央に兩國旗と、和平反共及日華親善を強調する標語が飾られ、森岡總務長官、島田文教局長、千葉外務部長、清水文書課長、下村保安課長、大塚情報部事務官、川村知事、外事課長、南北兩課長、軍部より酒井海軍武官、井原、鹽島高級參謀杉原憲兵分隊長、民間側より河村泰日社長、許丙氏等、日本軍官民約百餘名を招待し華僑側より總會會長谷建麟、慶祝委員長陳寶源、幹部郭尚清、林學鑑、鄭

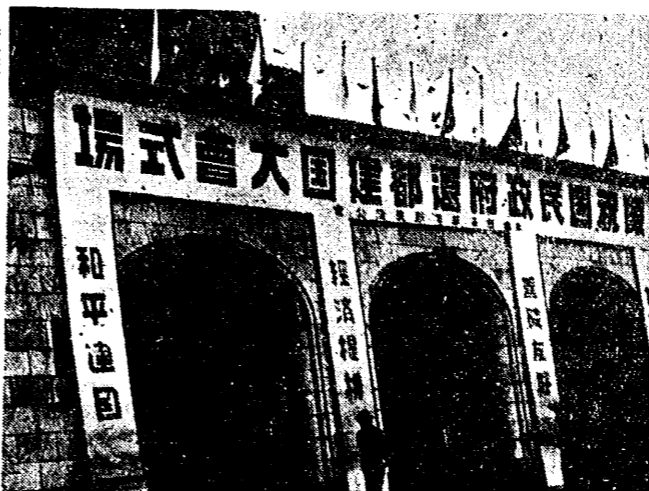
先生は自分が重慶政府を離脱した原因は友邦日本の誠意ある支援に依り、和平實現、憲政實施の大道に向つて邁進せんとするを第一義とし、和平の實現とは日本と協力し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基き過去の紛争を一掃し、將來への親善關係を確立する所以にして、東亞新秩序建設或は中日親善の爲臺灣在住五萬同胞は一致協力し、所期の大目的を貫徹せられよと激勵の言葉を頂き、同時に日本政府に對し深甚な謝意を表する等、又臺灣に領事館の設置を要するや先生には快く承諾せられ、可及的に實現させるとの事で感銘に堪へない次第である。尙日程が短い關係上詳しい視察は出来なかつたが、南京市民は老も若きも歡喜の態で平和な氣分が非常に濃厚で之が即ち興亞和平の曙光なりと特に力強く感じました。

因に代表一行は總會の名義で三千圓を新政府に寄附したとの事である。

### 地方公會情報

閉開諸氏は所定の席に着く、開會の辭について、一同帝國國歌、君が代を齊唱

の慰靈歌を捧げた後、別項の如く委員長陳寶源氏は式辭、總公會會長谷建隣氏は



し音楽隊の國民政府國歌の演奏あつて、兩國旗に對し敬禮、宮城遙拜、戰没將士

山、北投兩分院を訪問、興亞の聖戰に參加し傷いた白衣の勇士を真心こめて慰問

場々會大國建都還府政民國新

日本帝國に對する感謝文を夫々朗讀、森岡總務長官、鹽島高級參謀、河村臺日社長は國民政府の還都を喜び祝辭を述べられ、谷總公會長の發聲で大日本帝國、酒井海軍武官の發聲で國民政府の萬歳を三唱して午前十一時過ぎ厳肅裡に閉會した。

それより大會堂に設けられた豪華な慶祝宴が張られ、日華水遠の和平來を喜びつゝ、正午過ぎ和やかな裡に盛宴を閉じた。

尙日華兩國國民の永久に銘記すべきこの佳き慶祝日に應へて、當日午後六時二十五分より「日本帝國に對する感謝の言葉」と題して谷總公會會長、「國民政府還都慶祝式典舉行に當りて」と題して陳祝賀委員長の特別放送があつて内外に深き感銘を與へた。

#### 陳委員長の式辭

本日茲に國民政府樹立に對し慶祝大會を舉行するに當り、多數貴賓の御來臨を添うしたるは本會の最も光榮とする處なり。(中略)昭和十三年十一月三日日本政府聲明、同年十二月二十二日の汪精衛聲明に依り、正義日本の立場を明かにされるや、本聲明に呼應し熱血漢汪精衛先生の出馬を見たり。先生は十三年十二月十八日危險を冒して蔣介

石の本據重慶を脱出し、十二月二十九日重慶政府へ和平建言し、同三十日反共和平聲明を公開して、日本政府と合流し東亞新秩序建設運動に乗出せり。汪精衛聲明は内外中國民衆に多大の感銘を與へ、救世汪先生を支持し幾多障害を打破して、本年三月三十日花々しく南京に於て還都式を舉行し、新中國史生の第一歩を印し東亞和平の曙光を見るに至り東洋民族の爲同慶の至りなり。

是より曩に吾等五萬在蒙華僑は日本政府聲明に汪精衛先生の本運動に呼應し、吾等華僑の責務の重大に鑑み、昭和十三年二月七日蔣政權を離脱し新東亞建設に微力を盡すべく蒙蒙華僑新民總公會を結成し、地方に三十九公會を擁するに至れり。本年三月六日東京に於ける中華民國中央政府成立慶祝大會に全日本華僑總會編成大會に代表四名を出席せしめ、又三月三十日南京に於ける中央政府還都式典に代表九名を送り親しく汪先生との接見を得、先

生の堅き決意と熱意に依り、東亞新秩序建設の重要性を説かれ之を拜聴し、今更華僑の使命の重大さを認識し生命を賭し協力すべきを誓ひ激勵の辭を受けて辭去せり。

本會は本日茲に貴賓の來臨を忝うし慶祝大會を開催し得たるは華僑の喜び何ものに代ふべしもなく、希くば軍官民貴賓各位の全幅なる御指導御鞭撻の勞を垂れ給はらんことを、茲に蕪辭を述べて式辭とす。

昭和十四年四月二十六日

國民政府還都慶祝會

委員長 陳寶源

#### 日本への感謝文

本日中央政府還都慶祝大會に際し、在蒙華僑五萬を代表し、本會は皇軍の武運長久に東亞新秩序建設の成就を心から祈願すると共に、聖戰に貴き生命を捧げられたる將兵に對し、慰靈の誠意を披瀝するものなり。惟ふに今次事變は、蔣政權の誤れる容共抗日政策に基因する處にして、四億同胞は之か

犠牲となり發達の苦しみに伸吟せり。結果は天の組せざる蔣政權は今や潰滅の状態となり、代りに和平防共を標榜し四億民衆を救ふべく新中國建設に懸命の努力を續けられる汪精衛先生の出馬を見、四億同胞は漸くにして發達の苦より和平幸福の黎明を仰ぎ得たり。之偏に八紘一宇の大精神に基く日本政府の御援助の賜なりと信す。胡つて吾等五萬の在蒙華僑は、事變發生以來本國國民の悲慘なるに反し、事變を外に些かの不安もなく安居樂業を爲し得たるは、正義に立脚せる日本官憲の理解ある保護に依るものにして、日本政府の行爲に對し感謝感激に堪へざる處なり。吾等は日本政府治下に居住し、その恩恵を被むる機會多く其の念慮切なるものあり、吾等在蒙華僑五萬は打つて一九となり日華親善の根となり、誠心誠意東亞新秩序建設の一翼を分擔し以て日本政府の恩恵の萬一に報いんことを誓ふ。宜敷日本政府は東洋の盟主として、後進國新中國に對し絶

大の御支援を祈らんことを希ふ。  
中華民國二十九年四月二十六日  
臺灣華僑新民總會會長  
容建麟

森岡長官祝辭

東亞新秩序建設の大理想顯現を期し日支兩國國民待望裡に支那新中央政府樹立せられ、三月三十日歴史的國民政府南京遷都の盛儀を見、更生新支那の建設その緒につきたるは當に新興建設の一大進展にして、之が健全なる發展を祝願すると共に帝國と互ひに相携へて聖業の完遂に邁進し、その興隆を共にせんことを期して已まざるところなり。

南京に於ける今次國民政府遷都祝慶式典に應へ、臺灣華僑新民總會本日之が祝慶の式典を舉行せらる。在臺華僑諸氏の感激當に無量なるものあるべく、臺灣島民亦諸氏と慶祝を共にするを喜ぶの情切なり。  
冀くは在臺華僑諸氏は新時局に對し更に一段の認識を新にし、東亞新秩序

建設のためその重大なる使命の一半を負荷せられんことを、國民政府遷都祝慶式舉行に當り一言以て祝辭とす。

昭和十五年四月二十六日  
臺灣總督府總務長官 森岡二郎

ルートとは

援蔣ルートとか赤色ルートとかいふ言葉を、よく新聞紙上又は雑誌等に於て見るが、此の語源はフランス語の「route」に依るもので、英獨でも使はれ道路の意である近年戦時用語として武器彈藥などの軍需品を輸送する道路の意に使はれ、今次の日支事變に於て、奥地に迫られた蔣介石に、ビルマ、昆明、重慶又は河内、昆明、重慶を結ぶ道路などを利用し、軍需品輸送をなしてゐる。此

の道路を援蔣ルートといひ、赤色ルートとは、ソ聯からの援蔣ルートで、セルギオボル驛(ソ聯)、迪化(新疆)、西安、重慶を結ぶ道路などを云ふのである。

昭和十五年五月十一日印刷發行  
(月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

印刷所 小塚本店印刷工場  
印刷人 加藤 豊 吉  
臺北市榮町二丁目十五番地  
臺北市京町二丁目四十三番地

「部報」掲載資料懸賞募集

六月から「部報」の意匠内容を改善し、時事解説を主とし趣味ある編輯に依つて大衆に見えやうとしてゐます。(月二回發行定價従前通り月十錢)

その更新第一號を來る六月十七日發行致します。而して毎號之に掲載すべき左記資料を募集します。各位の盛んなる應募を希望致します。

◇資料の種類

- 一、寫眞 時局關係又は地方色あるもの(大きさは成るべくキャビネ版とす)
- 二、感話 各地に於ける感すべき實話又はニュース(一篇の長さは四百字詰原稿紙二枚以下とす)
- 三、漫畫 時事又は生活を取り入れたる興味的の漫畫(郵便はがき又は美濃半紙大の畫用紙を用ふる事)

◇締切

毎月二日、十五日

掲載分には一點に付五圓以内の賞金を呈す

◇其の他

應募資格 何人でも差支へなし(紙上匿名隨意)  
資料送先 臺灣總督府臨時情報部、部報編輯係  
應募資料は一切返戻せず



一等割増金  
一萬五千  
券四千  
券四千五

# 支那新報 新報



一枚十四五円

五月十三日  
一五五頁

大藏省・日本銀行

本書の大きさは国定規格A5列

部報  
昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年五月十一日發行  
(毎月一日、十一日、二十一日 三回發行) (第九十七號)